

小康期

【状態】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

【目的】

- 1) 市民の生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

小康期

【体制・措置の縮小等】

- ・ 県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、適宜対処方針を変更する。

【対策本部の廃止】

- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、市対策本部を解散する。

【対策の評価・見直し】

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

(2) 情報収集・提供・共有

小康期

【情報収集】

- ・ 引き続き、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や有効な対策等に関する必要な情報を収集する。
- ・ 市内の新型インフルエンザ等の発生状況については、保健所と連携して把握する。

【情報提供】

- ・ 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

【情報共有】

- ・ 県、関係機関等と連携し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、地域での状況を把握する。

【体制整備等】

- ・ 状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

小康期

【渡航に関する注意喚起等】

- ・ 国等の状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。

(4) 予防接種

小康期

【予防接種】

- ・ 流行の第二波に備え接種を進める。

【地域医療体制整備への協力】

- ・ 県等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の各種対策に適宜協力する。

【市民・事業者への呼びかけ】

- ・ 引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売惜しみが生じないよう依頼する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(緊急事態措置の縮小・中止等)

- ・ 県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。